

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日は、
がと日
がと日
の翌
当たの)

目 次

◆ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

公布された条例のあらまし

◆ 鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関する事項

- 1 平成九年度以後の年度分の所得割の税率のうち課税所得金額七百万円を超える部分に適用される県民税の税率を三% (現行 四%) に改めることとした。(第三十三条関係)
- 2 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、平成九年度から土地等に係る課税事業所得等の金額に適用される県民税の税率を三% (現行 四%) に改めることとした。(附則第十一条関係)
- 3 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、平成九年度から超短期所有土地等に係る課税事業所得の金額に適用される県民

税の税率を三% (現行 四%) に改め、その適用期間を平成十五年度 (現行平成十年度) まで延長することとした。(附則第十二条関係)

4 土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例について、平成九年度から課税短期譲渡所得金額に適用される県民税の税率を三% (現行 四%) に改めることとした。(附則第十七条関係)

二 不動産取得税に関する事項

宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとした。(附則第二十条関係)

三 県たばこ税に関する事項

1 県たばこ税の税率を千本につき六百九十二円 (現行 千本につき千二百二十九円) に改めることとした。(第七十四条関係)

2 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を千本につき三百二十九円 (現行 千本につき五百三十六円) に改めることとした。(附則第二十一条関係)

四 自動車税に関する事項

身体障害者等に対する自動車税の課税免除の範囲に、単身で生活する身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のためにその者を常時介護する者の運転するものを加えることとした。(第百十八条関係)

五 自動車取得税に関する事項

- 1 身体障害者等に対する自動車取得税の課税免除の範囲に、単身で生活する身体障害者等が取得した自動車で当該身体障害者等のためにその者を常時介護する者の運転するものを加えることとした。(第百三十五条の四関係)
- 2 電気自動車等の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成十一年三月三十一日 (現行 平成九年三月三十一日) まで延長することとした。(附則第二十四条第三項関係)

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表中「百分の四」を「百分の三」に改める。
第七十四条中「千百二十九円」を「六百九十二円」に改める。

3 平成十年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率は、現行税率から平成九年四月一日から平成十年九月三十日までの間に取得されるものにあつては百分の一を、平成十年十月一日から平成十一年二月二十八日までの間に取得されるものにあつては百分の〇・一を、それぞれ控除した率とすることとした。（附則第二十四条第六項関係）

六 その他
所要の規定の整備を行うこととした。

七 施行期日等

1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

第百十六条第五号中「又は当該身体障害者」を「、当該身体障害者」に改め、「のためにその者と生計を一にする者」の下に「又は当該身体障害者等（単身で生活する者に限る。）のためにその者を常時介護する者」を加える。

第百三十五条の四第三号中「又は当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者」を「、当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者又は当該身体障害者等（単身で生活する者に限る。）のためにその者を常時介護する者」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第十一条第一項第一号中「百分の四」を「百分の三」に改める。

附則第十二条第一項中「平成十年度」を「平成十五年度」に改め、同項第一号中「百分の四」を「百分の三」に改める。

附則第十七条第一項第一号及び第三項中「百分の四」を「百分の三」に改める。

附則第二十条中「平成八年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に改める。

附則第二十一条中「五百三十六円」を「三百二十九円」に改める。

附則第二十四条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第七項の政令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成九年四月一日から平成十年九月三十日まで 百分の一

二 平成十年十月一日から平成十一年二月二十八日まで 百分の〇・一

附 則
（施行期日）

第一条 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成九年度以後の年度の個人の県民税について適用し、平成八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第二十条の規定は、平成九年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第四条 新条例第七十四条及び附則第二十一条の規定は、平成九年四月一日以後に行われる新条例第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する県たばこ税については、なお従前の例による。